

企 画 競 争 説 明 書

令和7年度 電子報告システム（報告受付サイト）に係る広報業務

令和7年4月

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う「令和7年度 電子報告システム（報告受付サイト）に係る広報業務」については、仕様書及び審査要項並びに評価基準書に定めるもののほかこの企画競争説明書によるものとする。

1. 契約担当者

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 矢田 真司

2. 企画競争に関する事項

(1) 件名

令和7年度 電子報告システム（報告受付サイト）に係る広報業務

(2) 実施期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

(3) 納入場所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部
（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル）

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であつても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契

- 約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 次の事項に該当する者は競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 全省庁統一資格の一般競争参加資格において、関東・甲信越地域で、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行い、資格を取得する必要がある。
- (4) 競争参加資格確認のための書類審査を通過した者であること。

4. 競争参加資格のための提出物及び企画競争の手続等

(1) 提出書類

この企画競争に参加を希望する者は、下記の時間までに次の書類(③についてはCDまたはDVD等のメディア(USBメモリは不可)で提出すること)を自己の負担において調製のうえ担当者に提出し、その確認を受けるものとする。

当該書類は契約担当者等において審査するものとし、採用しうると判断された者のみを競争参加の有資格者とする。

当該書類を審査した結果、採用不可と判断した者については契約担当者等より連絡する(採用しうると判断した者については連絡しない)。

- ① 行政関係機関から送付された資格審査決定通知書の写し 1部
- ② 企画競争参加申込書 1部
- ③ 企画書 2部(事業者名を記載したもの1部、事業者名を記載しないもの1部)

(2) 提出期限及び提出場所

- ① 期限 令和7年5月27日(火) 17:00
- ② 場所 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル13階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
安全性情報・企画管理部 情報管理課

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、持参による受付は平日(9:30~12:00、13:00~17:00)とする。

郵送する場合は、(2)①の期限までに(2)②に必着とし、未着の場合の責任は提出者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。なお、

電話、FAX、電報による書類の提出は認めない（メールによる提出については、機構から指示があった場合のみ可とする）。

5. 企画競争説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和7年4月25日（金）14：00

(2) 場所

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 第8・9会議室
（新霞が関ビル6階 西側）

※1 企画競争説明会へ参加する者は、発熱、せき、倦怠感その他体調不良でないこと（代表者、代理人を問わない）。

※2 会場に入る前に手指を洗うか、消毒液で消毒すること。

※3 会場では他者と距離をとるため席を指定する場合があります、特段の必要がない限り会場内で近距離での対面の会話をしないこと。

※4 企画競争説明会へ参加する場合、以下のメールアドレス宛に企業名と参加予定人数を可能な範囲で事前に知らせること。

murata-akihiko@pmda.go.jp

6. 予算額

44,990,000円（税込）を上限とする。

7. 企画競争プレゼンテーション等の日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月5日（木）15：30

(2) 場所

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 第23、第25会議室
（新霞が関ビル14階 西側）

※1 企画競争プレゼンテーション等へ参加する者は、発熱、せき、倦怠感その他体調不良でないこと（代表者、代理人を問わない）。

※2 会場に入る前に手指を洗うか、消毒液で消毒すること。

※3 会場では他者と距離をとるため席を指定する場合があります、特段の必要がない限り会場内で近距離での対面の会話をしないこと。

※4 15時30分開始に先立ち、当日の事前説明を実施するので、15時00分に新霞が関ビル14階西側に集合すること。

8. 契約予定者の決定方法

参加者から提出された企画書および企画書に基づいたプレゼンテーションの審査を行い、最も点数の高かった者を契約予定者として選定する。契約予定者に選定された場合、別添の秘密保持誓約書を提出すること。

8. 契約書

- (1) 契約予定者を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9. その他

- (1) 企画競争参加申込書及び企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画競争参加申込書及び企画書に虚偽の記載をした場合は、これらを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して取引停止の措置を行うことがある。
- (3) 企画競争参加申込書及び企画書の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等、企画競争参加に要する費用については、提出者の負担とする。
- (4) 企画競争参加申込書及び企画書については次の取り扱いとする。
 - ① 参加者は、提出した企画競争参加申込書及び企画書を機構の了承なく公表又は使用してはならない。
 - ② 機構は提出された企画競争参加申込書及び企画書の提出資料を参加者に返却しない。
 - ③ 機構は提出された企画競争参加申込書及び企画書を参加者の了解を得ることなく選定作業以外で使用しない。
- (5) 企画競争参加申込書及び企画書の機構への提出後においては、当該書類に記載された内容の変更は認めない。
- (6) 参加者は、企画書作成において知り得た秘密について、他に漏らし、又は目的外に利用してはならない。また、企画書作成のために機構から受け取った資料がある場合、当該資料を機構の了承なく公表又は使用してはならない。
- (7) 契約にあたっては、審査の結果選定された企画書の内容全てを採用するものではない。

(別添)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 御中

秘密保持等に関する誓約書

貴機構から委託された〇〇〇〇業務（以下「本件業務」という。）を受託者である〇〇〇〇株式会社（以下「弊社」という。）が実施するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 弊社は、本件業務遂行のために必要な者（次頁に記載する者をいう。以下同じ。）以外には本件業務に従事させません。ただし、本件業務遂行期間中に追加、変更する場合、貴機構に届け出、了承を受けるものとします。
2. 弊社は、媒体および手段を問わずに貴機構から開示もしくは提供された貴機構の秘密情報（以下「本件秘密情報」という。）を、本件業務遂行のために必要な者を除く第三者に対して開示いたしません。ただし、以下のものについては秘密情報に含みません。
 - (1) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に公知であったもの
 - (2) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に所有していたもの
 - (3) 弊社が貴機構より開示を受けた後に弊社の責によらずに公知となったもの
 - (4) 弊社が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したもの
 - (5) 法令または裁判所の命令により開示を義務づけられたもの
3. 弊社は、本件業務遂行のために必要な者がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じます。
4. 弊社は、本件秘密情報を本件業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。
5. 弊社は、貴機構の書面による事前の承諾なしに、本件業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写または複製いたしません。
6. 弊社は、貴機構から要請がある場合または本件業務終了後は直ちに本件秘密情報を貴機構に返還し、または秘密保持上問題のない方法により処分いたします。
7. 弊社が本誓約書の内容に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、貴機構に損害が発生した場合には、貴機構に対しその損害を賠償いたします。

なお、賠償額については、貴機構と弊社にて別途協議して定めるものとします。

8. 本誓約書は、本件業務終了後も本件秘密情報が秘密性を失う日まで有効に存続する事を確認します。

以上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

〇〇 〇〇

代表者印

〇本件業務遂行のために必要な者

本件業務遂行のために必要な者は以下の者である。

記

〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇事業部

〇〇 〇〇

〇〇〇〇事業部

△△ △△

〇〇〇〇事業部

□□ □□